

最高裁秘書第3190号

平成30年8月3日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成30年7月19日付け（同月20日受付、最高裁秘書第3014号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成24年12月7日付け最高裁民三第000819号民事局長、家庭局長、総務局長通達「非訟事件等の手続におけるテレビ会議システムの利用等について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

非訟事件等の手続におけるテレビ会議システムの利用等について

平成24年12月7日民三第000819号高等裁判所
長官、地方、家庭裁判所所長あて民事局長、
家庭局長、総務局長通達

改正 平成26年3月14日最高裁民三第229号

非訟事件手続法（平成23年法律第51号。以下「非訟法」という。）第33条第4項に規定する裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法として、テレビ会議システムを利用して、専門委員に、非訟事件の手続の期日において口頭で意見を述べさせ、又は発問をさせる場合並びに非訟法第47条第1項、家事事件手続法（平成23年法律第52号。以下「家事法」という。）第54条第1項（家事法第258条第1項において準用する場合を含む。）及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号。以下「子奪取条約実施法」という。）第75条第1項（子奪取条約実施法第133条において準用する場合を含む。）に規定する裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法として、テレビ会議システムを利用して、非訟事件の手続の期日、家事事件の手続の期日又は子の返還に関する事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行う場合（以下「期日における証拠調べ以外の手続」という。）の手続並びに非訟法第53条第1項において準用する民事訴訟法（平成8年法律第109号）第204条（同法第210条において準用する場合を含む。）及び第215条の3、家事法第64条第1項において準用する民事訴訟法第204条（同法第210条において準用する場合を含む。）及び第215条の3（子奪取条約実施法第86条第1項において準用する民事訴訟法第204条（同法第210条において準用する場合を含む。）及び第215条の3の規定に基づき、映像等の送受信による通話の方法により、証人若しくは当事者本人又は鑑定人について、尋問し、又は陳述させ、若しくは質問する場合（以下「証人等の尋問等」という。）の手続について、下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 期日における証拠調べ以外の手続を行う場合

1 接続先が他の裁判所の場合

(1) テレビ会議システムの設置された法廷、準備手続室、審判廷、調停室等の使用状況の照会先

平成20年3月19日付け最高裁民二第002965号民事局長、家庭局長、総務局長通達「映像等の送受信による通話の方法による証人等の尋問等の手続について」（以下「映像等送受信通達」という。）記第1の1の定めを準用する。この場合において、家事事件及び子の返還に関する事件については、同1中「民事の訟廷管理官」とあるのは、「家事の訟廷管理官」と読み替えるものとする。

(2) 期日における証拠調べ以外の手続を行う場合に必要な事務の嘱託

映像等送受信通達記第1の2の定めを準用する。この場合において、家事事件については、同2中「別表第1の55の共助事件に準じて、民事共助事件簿」とあるのは、「別表第5の10の家事共助事件に準じて、家事共助事件簿」と読み

替えるものとし、子の返還に関する事件については、同2中「別表第1の55の共助事件に準じて、民事共助事件簿」とあるのは、「別表第5の10の家事共助事件に準じて、家事共助事件簿（子の返還に関する事件等に関する事件簿）」と読み替えるものとする。

(3) 当事者等が出頭する接続先の裁判所における事務

映像等送受信通達記第1の3の定めを準用する。

(4) 期日における証拠調べ以外の手続を行う場合（非訟事件の手続の期日において専門委員に口頭で意見を述べさせ、又は発問をさせる場合を除く。（5）において同じ。）に必要な費用の予納等の事務

映像等送受信通達記第1の4の定めを準用する。

(5) 期日における証拠調べ以外の手続を行う場合における当事者等の呼出しの事務
映像等送受信通達記第1の5の定めを準用する。

(6) 傍聴人用テレビモニターの設置等

非訟法第30条ただし書、家事法第33条ただし書又は子奪取条約実施法第60条ただし書の規定に基づき傍聴が許された場合には、必要に応じて傍聴人用テレビモニターを設置し、同モニターに期日における証拠調べ以外の手続を行う事件が係属している裁判所（2において「係属裁判所」という。）のテレビ会議装置に映し出された映像と同様の映像を映し出すものとする。

(7) 共助事件関係書類の取扱い

映像等送受信通達記第1の8の定めを準用する。

2 接続先が係属裁判所と同一の構内の場合又は裁判所以外の場合

傍聴人用テレビモニターの設置等については、1の(6)の定めを準用する。

第2 証人等の尋問等を行う場合

1 接続先が他の裁判所の場合

証人等の尋問等の手続については、第1の1及び映像等送受信通達記第1の7の定めを準用する。

2 接続先が証人等の尋問等を行う事件が係属する裁判所と同一の構内の場合又は裁判所以外の場合

傍聴人用テレビモニターの設置等については第1の1の(6)の定めを、ビデオテープへの記録については映像等送受信通達記第1の7の定めを、それぞれ準用する。

付 記

この通達は、非訟法及び家事法の施行の日（平成25年1月1日）から実施する。

付 記（平26.3.14民三第229号）

この通達は、平成26年4月1日から実施する。